

# 平成30年度事業計画

## 1. 学力養成を行う民間教育組織に関する支援及び能力開発事業

(1) 学習塾認証に関する事業を行う。

特定商取引に関する法律、個人情報保護法等の法令の遵守、サービス内容等の消費者への適切な情報提供を告知する契約書面や顧客相談窓口の充実などを認証基準に適合する学習塾事業者をAAA認定校として評価する学習塾認証制度を運営する。

制度運営にあたっては、有識者等による適切な助言を得て、認証基準の高度化及び制度の普及推進活動と調査研究を行う。

(2) 学習塾における労働環境に関する認証に関する事業を行う。

学習塾における労働環境に関する認証制度は、厚生労働省及び文部科学省が公表した学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表に沿って策定した安心塾バイト認証基準に基づいて第三者が客観的に評価する制度であり、認証を付与された学習塾事業者に認証マークの使用を許諾するもので、求職者等は、この認証マークを目印に適切な労働環境を有する学習塾を選択することができることになる。

従業者・就業希望者に対する待遇の適正化は従業者・就業希望者の勤労意欲の向上につながり、その結果、学習塾を利用する子供とその保護者の利益に資すること等から学習塾における労働環境に関する認証制度「安心塾バイト認証制度」を運営する。

(3) 学習塾事業者等を対象に講習会等を行う。

専門家による教育や施策に関するセミナー及び学習塾における適正な事業活動に資するためのセミナー等を実施する。

学生アルバイトに関する労働関係法令に基づく体制構築や運用への戸惑い軽減のため、構築や運用のイメージを伝える場として安心塾バイト認証制度の無料説明会を実施する。

また、必要に応じてセミナー、講演会等に講師の派遣を行う。

- |                |          |
|----------------|----------|
| 1) 平成29年5月27日  | 福岡県・福岡市  |
| 2) 平成30年6月10日  | 東京都・千代田区 |
| 3) 平成30年6月     | 岡山県・岡山市  |
| 4) 平成30年10月19日 | 大阪府・大阪市  |
| 5) 平成30年11月23日 | 新潟県又は静岡県 |

(4) 学習塾法務管理者制度を運営し、講習会等を実施するとともに学習塾法務管理者資格の認定を行う。

特定商取引法、個人情報保護法、景品表示防止法、著作権法等、学習塾に関する法令遵守(コンプライアンス)のために必要な知識技能を習得した学習塾事業者の養成を目的とした学習塾法務管理者制度を運営する。

1) 平成 30 年 11 月 25 日

東京都・千代田区

(5) 協会ニュースを発行する。

協会ニュースを年間全 4 回発行するとともに、記事に関して可能な限りホームページにおいて閲覧できるようにする。

1) 平成 30 年 4 月

2) 平成 30 年 7 月

3) 平成 30 年 10 月

4) 平成 31 年 1 月

(6) 学習塾講師検定制度を運営する。

学習塾業における最大の社会ニーズの一つである良質な教育サービスの提供について、学習塾講師の能力に求められるものはきわめて大きい。学習塾講師検定は、塾講師に共通して求められる知識・技術・能力を評価項目(コンピテンシーディクショナリ)としている。その普及は塾講師の自己啓発を促すとともに、知識・技術や能力資格を可視化することを目的とする。

(7) 塾の日シンポジウムを開催する。

平成 30 年 10 月 8 日(月)、東京都千代田区・如水会館にて塾の日シンポジウム 2018 東京大会を開催する。単に業界だけの集いではなく、消費者側の皆さんの参加も促し、広く社会全体に学習塾を中心とした「民間教育」の流れをアピールする。業界自主基準を遵守したと認められる学習塾事業者を表彰するとともに、民間教育組織に関する支援及び能力開発に資する記念講演を行うなどして学習塾事業のさらなる資質向上の促進を図る。さらに、塾の日シンポジウム 2018 東京大会において全国読書作文コンクール表彰式を行う。

本年度は、当協会設立 30 周年にあたるため、30 年の活動や実績を顧みる企画で公益的役割をアピールする。

## 2. 学力養成を行う民間教育組織に関するより良い市民社会の形成を推進する事業

(1) 全国読書作文コンクールを開催する。

当協会は明日をになう児童生徒に、良書との出会いにより感動することの素晴らしさを体得する機会を与え、豊かな心の成長を期するとともに、その感動を文章に表現することによって、読書力、文章表現力、想像力の向上を図ることを目的に、第 28 回全国読書作文コンクールを開催する。

(2) 進学相談会等を開催する。

真に学力・知力をつけさせたいと考える生徒やご家庭にとって、各中学・高等学校等がどのように教育方針を掲げ、実行しているのかということや進学に関する有益な情報ニーズは決して小さくなく、それらのニーズに応えるため国民に情報提供する事業を行う。

1) 平成 30 年 8 月 25 日

大阪府・羽曳野市

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 2) 平成 30 年 9 月 1 日   | 大阪府・柏原市 |
| 3) 平成 30 年 9 月 17 日  | 大阪府・大阪市 |
| 4) 平成 30 年 10 月 21 日 | 宮城県・大崎市 |
| 5) 平成 30 年 10 月 28 日 | 宮城県・仙台市 |
| 6) 平成 30 年 11 月 4 日  | 宮城県・石巻市 |
| 7) 平成 30 年 12 月 2 日  | 青森県・八戸市 |
| 8) 平成 30 年 12 月 9 日  | 大阪府・大阪市 |

(3) 進学・教育に関する情報交換会等を開催する。

民間教育機関と学校等公教育機関間において進学に関する情報や教育実態に関する情報の交換や助言を行う。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 1) 平成 30 年 5 月 10 日 | 三重県・津市  |
| 2) 平成 30 年 6 月 27 日 | 宮城県・仙台市 |
| 3) 平成 30 年 6 月 29 日 | 宮城県・仙台市 |
| 4) 平成 30 年 7 月 3 日  | 宮城県・仙台市 |
| 5) 平成 30 年 10 月     | 三重県     |

また、民間教育機関相互における進学に関する情報や教育実態に関する情報の交換や助言を行う。

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1) 平成 30 年 11 月 9 日  | 兵庫県・尼崎市   |
| 2) 平成 30 年 6 月 8 日   | 滋賀県・草津市   |
| 3) 平成 30 年 7 月 6 日   | 奈良県・奈良市   |
| 4) 平成 30 年 10 月 26 日 | 京都府       |
| 5) 平成 30 年 11 月 2 日  | 和歌山県・和歌山市 |

(4) 教材教具情報機器展示会を開催する。

学習教材をはじめ I T 化路線を背景に高度化する設備投資等、民間教育機関にとって教材教具、情報機器の充実が児童生徒に良質な教育を提供する上できわめて重要な要素であることに鑑み、児童生徒に有益な教材教具、情報機器等を展示・公開する活動を行う。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1) 平成 31 年 1 月 17 日 | 三重県・津市   |
| 2) 平成 31 年 2 月      | 栃木県・宇都宮市 |

(5) 「学習塾何でも相談窓口」を開設し、相談を受ける。

国民や消費生活センター等からの学習塾等に関する問い合わせや苦情等に対して、学習塾等への正しい認識と信頼の確保を目的として相談窓口を設置し、無料で面談、文書、電話及び E メールによる相談に応じている。

(6) 国民と民間教育機関・施設(学習塾等)との役務取引が適正に行われるために資する活動、並びに、民間教育機関・施設(学習塾等)に通う子どもたちの安全確保のために、安全を重視した学習環境の整備や教職員の資質の向上、通塾時における安全の確保等に関する活動を

行う。

学習塾における事業活動の適正化に関する自主基準、学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン、学習塾事業者における新型インフルエンザ対策ガイドライン、学習塾における緊急対処事態に関するガイドライン、学習塾における防災に関する安全措置基準等を公表して子どもならびに消費者の安心・安全を推進する。

(7) 教育委員会や地方自治体から学習塾業(民間教育機関)に対し教育資源としてのニーズが高まっている現状において、児童生徒の学力向上のために積極的に連携・協力を行う。

①大阪府大東市、大阪府門真市、三重県伊勢市等と連携して、公立小中学生に対し学力向上のための土曜講習等を行う。

②都道府県等の実施又は計画する一定の世帯の学習塾費等を支援する事業に関して関係当局と連携を行う。

③教育委員会との継続的な協議又は対話機会を確保する。

(8) 東日本大震災等により被災した児童生徒に対する「被災児童生徒支援塾」に関する情報提供を行う。

一時的に避難・転居等を余儀なくされた児童生徒に対する支援を目的として、授業料や教材費等を減免とする等して受け入れを行う「被災児童生徒支援塾」の情報を消費者に提供する。

### 3. 民間教育及び民間教育組織に関する調査研究事業

(1) 非公式教育サービス規格に関する調査研究を行う。

公教育以外の教育サービスに関する国際標準(ISO29990)がすでに発行している。

学習サービス事業者団体連絡協議会に加盟するなどしてISO29990の内容に関与し国内外の動向を見守るとともに、学習塾業に与える影響等について調査研究する。

(2) 学習塾講師検定の高度化に関する調査研究を行う。

学習塾講師を取り巻く社会的背景として、その約6割が非正規社員である実態が指摘されており、その課題として「定着率の低さ」「能力開発機会の不足」「能力評価に関する客観性の欠如」等が挙げられていることや近年の学習塾市場はM&Aや異業種からの参入も多く、講師の業界内移動も活発化し、典型的なジョブ型労働市場となっている。そのため『講師力』の能力開発は外部化がさらに進展し、能力開発の機会を逸失している非正規雇用の学習塾講師は非常に多い実態がある。このような背景から、当協会では、平成26年度から2カ年にわたる業界検定スタートアップ支援事業として、新たな職業能力評価制度の構築を行った。

その成果を踏まえて、職業能力評価制度運営のために必要な調査研究活動を行う。

(3) 学習塾における防災に関する安全措置基準の策定に向けた調査研究を行う。

通塾する子供たちに対してサービスを提供している時に災害が発生した場合、各塾が塾

生の安全を確保するための取り組みを推進することは重要である。子供の安全確保に資する取り組みとして学習塾における防災に関する安全措置基準の策定に向けた調査研究を行う。

#### 4. その他法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 広報活動を行う。

会員名簿を作成するとともに、協会概要書等の配布及びポスター等の制作・掲示を行って協会活動をアピールする。

また、協会ホームページを運営・活用して、協会ニュース及び協会活動のほか行政情報など、国民または民間教育事業者への情報提供に努める。また、最近増加している協会ホームページへのリンク依頼について厳選し、より公共性の高い情報の拡がりに努める。アクセス・フリーであること、情報の即時発信が可能であることなどの特性を生かして、国民あるいは民間教育事業者等とのリアル・タイムのコミュニケーションを図る。

(2) 学習塾事業に関する内外関係機関の事業を後援・協賛する。

当協会は学習塾団体など内外の関係機関の主催する事業に対し、公益性があると判断したものに後援または協賛を行う。

(3) 国などが設置・運営する協議会及び連絡会議の構成員として連携・協力を行う。

(4) 全国の学習塾団体と連携を図り協力を行う。

#### 5. その他

(1) プライバシーマークに関する事業を行う。

プライバシーマーク制度の指定審査機関として、会員対象にプライバシーマーク審査を実施する。

また、個人情報保護に関する学習塾におけるガイドライン周知、制度の許容範囲でのプライバシーマーク無料個別相談会の実施、さらに個人情報保護マネジメントシステム構築ハンドブックを活用してプライバシーマークを取得目的としない個人情報保護マネジメントシステム構築事業者にも有効な無料個別相談会の実施、啓発活動の実施等を積極的に行う。

(2) 会員サービスを行う。

正会員証及び正会員ステッカーを発行する。自主基準を策定し、自らを律することにより員外の学習塾とは一線を画しているという正会員証を教室に掲げることで、差別化・高品質化を図る。

また、正会員バッジ、オリジナルタイ止め、正会員証、正会員ステッカー等の販売、永年勤続者及び塾生表彰状の作成、J J A総合補償制度の運営支援等、学習塾にとって有益と考えられる物品・サービス等について会員に対する便宜供与を図る。

(3) 物品の推奨を行う。

児童及び青少年等の学力養成とより良い社会の形成の推進に資するため、国内で製造されている製品で、現に販売されているものまたは、民間教育の分野において有効活用できることで優れた機能又は性能を有するものを好適な物品として推奨する。